

浜松市学童等災害共済会議設置要綱

（設置）

第1条 浜松市教育委員会が行う浜松市学童等災害共済条例施行規則第6条に規定する見舞金の支給決定に関する意見を聴取するため、浜松市学童等災害共済会議（以下「共済会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 共済会議は、次に掲げる事務を行う。

- （1）会員より請求があり事務審査が完了した傷害見舞金に関すること。
- （2）会員より請求があった障害見舞金及び特別見舞金に関すること。
- （3）共済に関する基本的な施策について必要な事項の調査審議に関すること。
- （4）前3号に規定するもののほか、共済見舞金について必要な事項

（委員）

第3条 共済会議は、別記1に掲げる職にある者を委員として組織する。

- 2 共済会議に委員長及び副委員長を置き、委員長は学校教育部長、副委員長は学校教育部次長（教育総務課長）の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、共済会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（有識者からの意見徴収）

第4条 共済会議は、別記2に掲げる者のうちから選任された有識者に、障害の程度、治療期間等に関する専門的意見を必要に応じて聴くことができる。

（謝礼）

第5条 共済会議に出席した有識者に対して謝礼を支給するものとし、その額は日額8,800円とする。

（会議）

第6条 共済会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 共済会議が必要と認めるときは、有識者等の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、共済会議は、関係各課の職員の出席を求めることができる。

（秘密の保持）

第7条 共済会議に出席し、又は関係した者は、職務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

- 2 個人情報保護のため、会議は公開しない。

(事務局)

第8条 共済会議の事務局は、浜松市学校教育部健康安全課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別記1

学校教育部長

学校教育部次長(教育総務課長)

学校教育部次長(教職員課長)

教育施設課長

指導課長

健康安全課長

別記2

整形外科医又は外科医

歯科医

知識経験者